

議案第 4 号

阪神間都市計画公園の変更(西宮市決定)について【付議】
(二葉公園及び宮前公園)

目 次

1. 計 画 書 (案)	P. 1
2. 理 由 書 (案)	P. 2
3. 変更前後対照表 (案)	P. 3
4. 総 括 図 (案)	P. 4
5. 計画(廃止)図(案)	P. 5
6. 素案閲覧結果及び説明会実施状況	P. 7
7. 今後のスケジュール (案)	P. 7

西都計発第44-3号
令和3年8月23日
(2021年)

西宮市都市計画審議会
会長 角野 幸博 様

西宮市長 石井 登志郎



阪神間都市計画公園の変更（西宮市決定）について【付議】
（二葉公園及び宮前公園）

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条
第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

計 画 書 (案)

阪神間都市計画公園の変更(西宮市決定)

都市計画公園中3. 3. 301号二葉公園及び3. 3. 302号宮前公園を廃止する。

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書 (案)

3.3.301号二葉公園は、昭和36年に都市計画決定された面積約1.3haの近隣公園であるが、区域の大半が現在、避難場所でもある中学校として使用されており、また、周辺に整備された地区公園、小学校等があり、これらの施設により、当該公園に求められる機能が充足していることから、都市計画を廃止する。

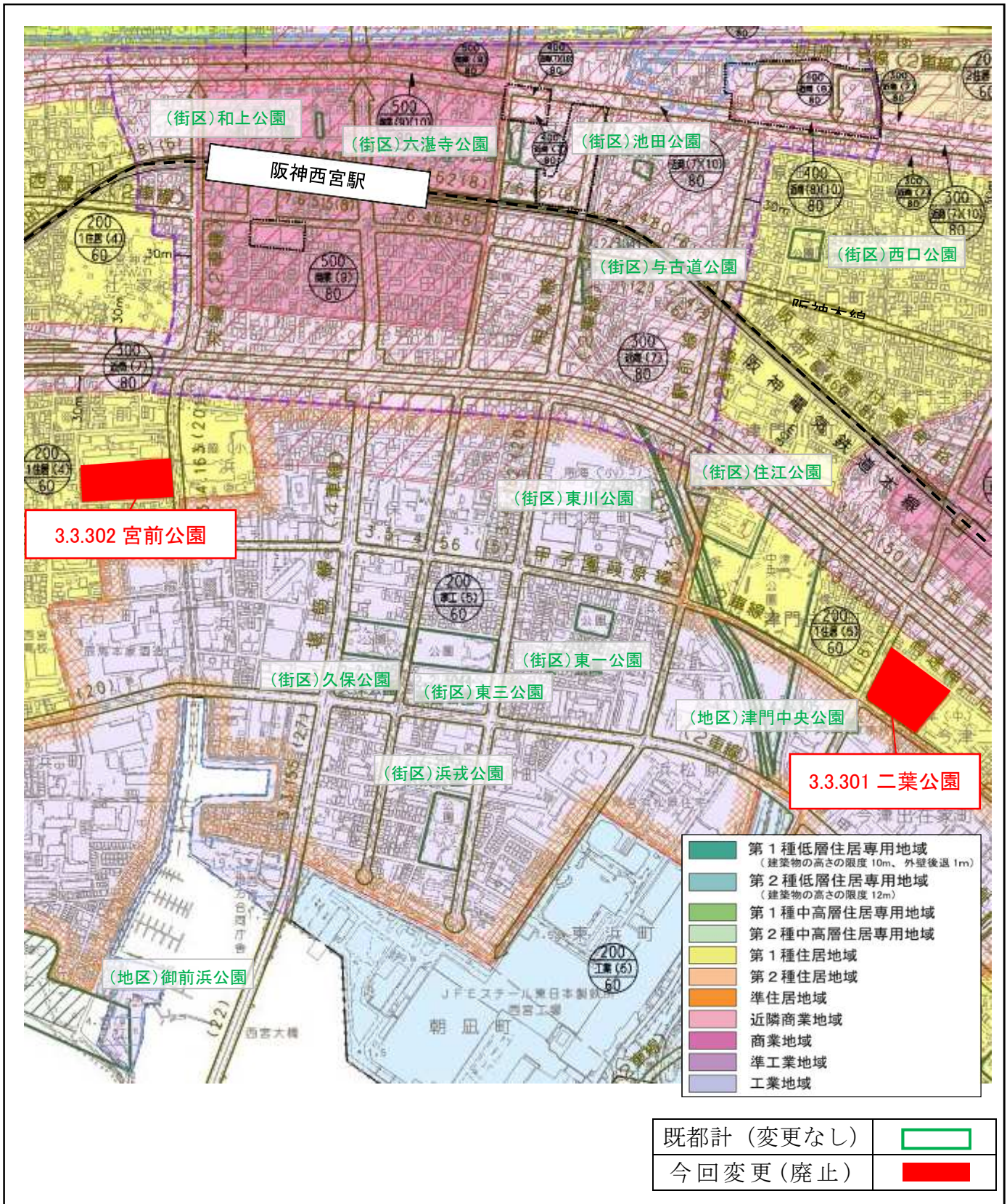
3.3.302号宮前公園は、昭和36年に都市計画決定された面積約1.1haの近隣公園であるが、区域の大半が現在、避難場所でもある中学校として使用されており、また、周辺に整備された街区公園、小学校等があり、これらの施設により、当該公園に求められる機能が充足していることから、都市計画を廃止する。

変 更 前 後 対 照 表 (案)

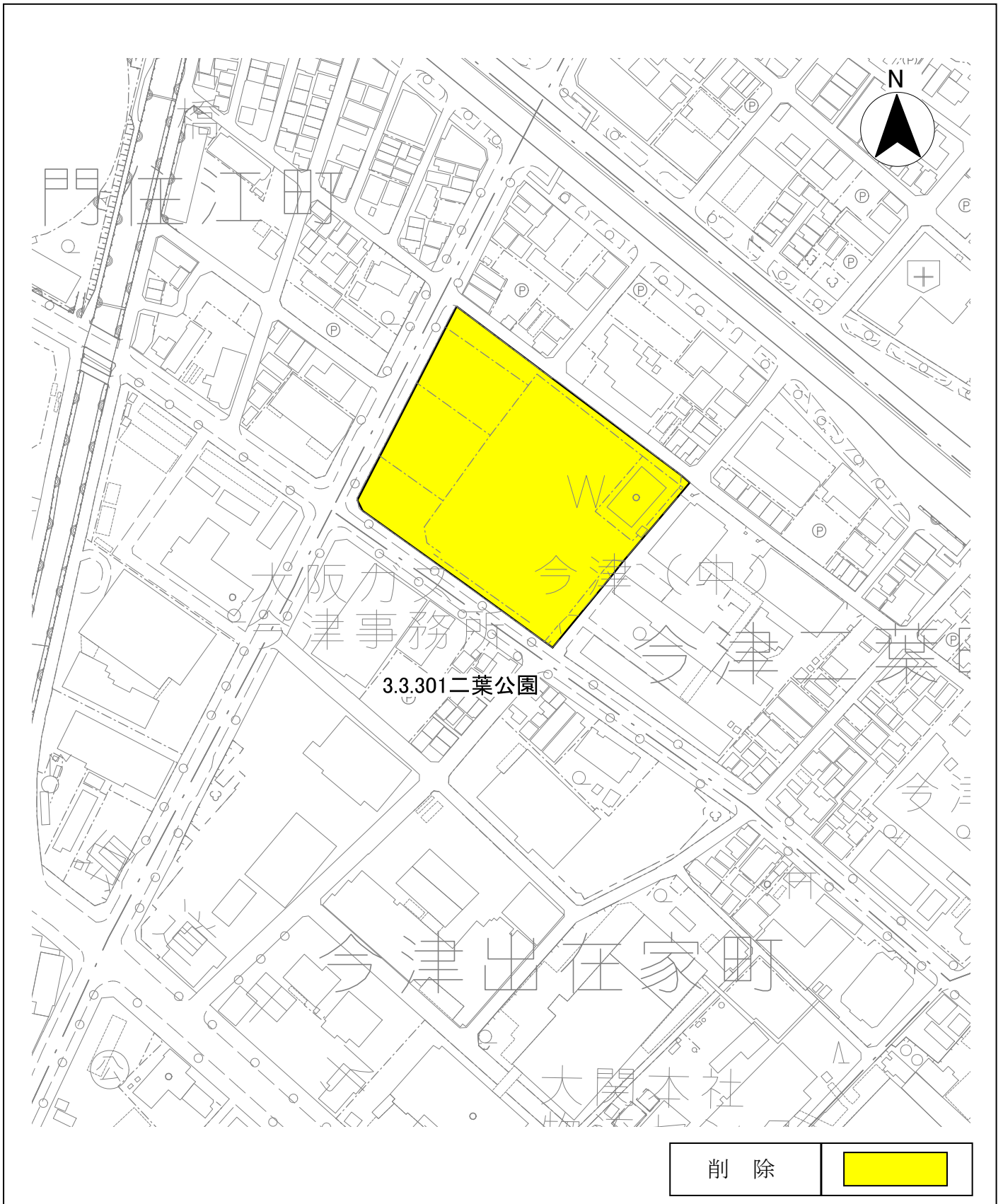
変更	種別	名 称		位 置	面 積	備 考
		番 号	公園名			
変更前	近隣公園	3.3.301	二葉公園	西宮市 今津二葉町	約 1.3ha	休憩広場、芝生 広場、野球場、遊 戯広場、多目的 広場
変更後						
変更前	近隣公園	3.3.302	宮前公園	西宮市 宮前町	約 1.1ha	花壇広場、散策 広場、遊戯広場、 自由広場、多目 的広場
変更後						

総括図(案) S=1:10,000

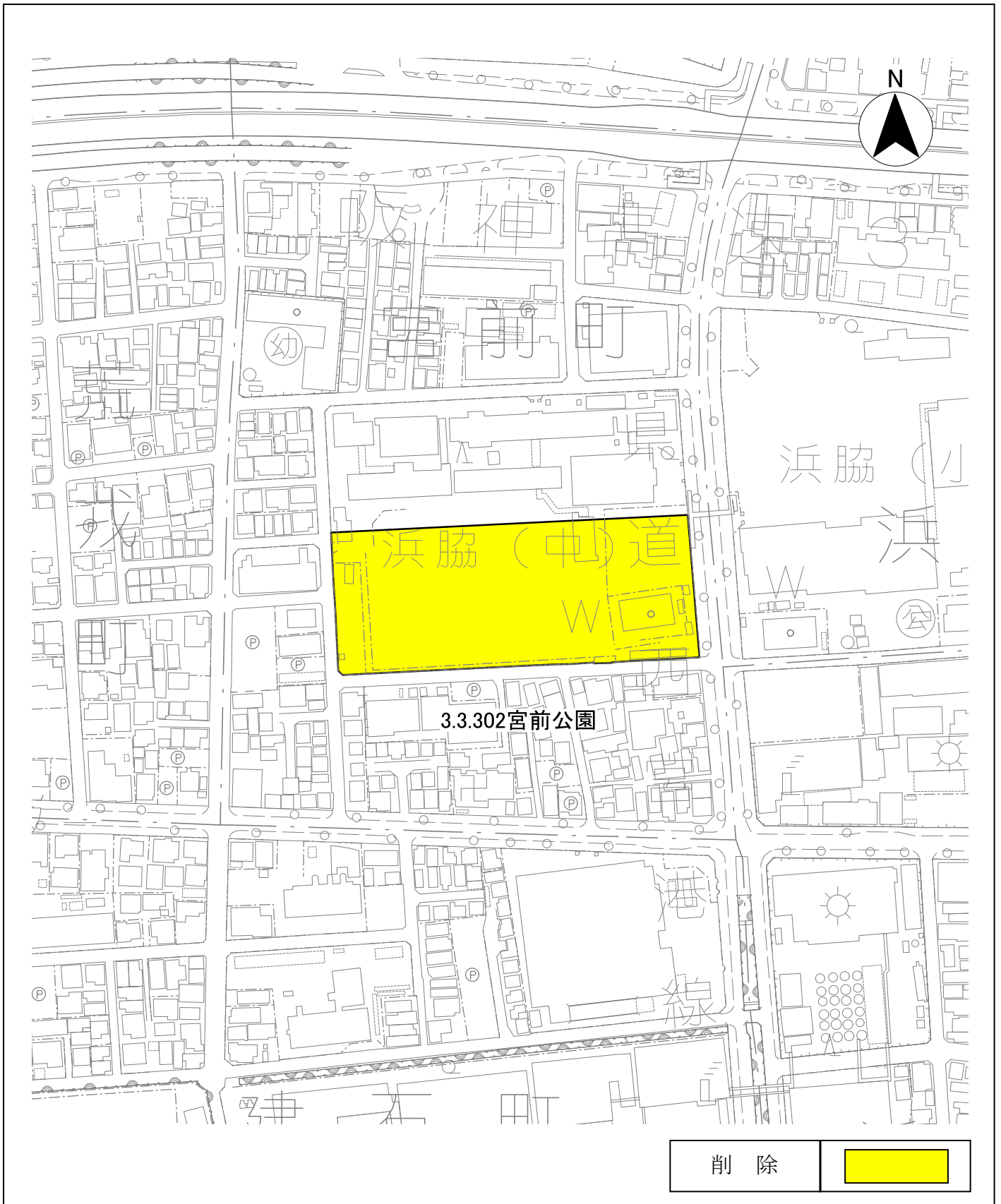
- 3. 3. 301号 二葉公園
- 3. 3. 302号 宮前公園



※二葉公園と宮前公園の既に供用している区域は都市公園として、市が引き続き管理します。



※都市計画としては全域を廃止しますが、既に供用している区域（約0.1ha）は公園として、市が引き続き管理します。



※都市計画としては全域を廃止しますが、既に供用している区域（約0.1ha）は公園として、市が引き続き管理します。

■素案閲覧結果及び説明会実施状況

(1) 素案閲覧結果

- ・閲覧期間：令和3年6月10日(木)から6月24日(木)
- ・意見提出：0件
- ・ホームページアクセス件数：236件

(2) 都市計画（素案）の説明会実施状況

- ・開催日時：令和3年6月14日(月)15時から16時
- ・参加者：0人

■今後のスケジュール（案）

